

# 淡路広域水道企業団職員安全衛生管理規程

平成 22 年 4 月 28 日

管理規程第 22 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 安全衛生管理体制（第 6 条）
- 第 3 章 安全衛生協議会（第 7 条—第 11 条）
- 第 4 章 健康診断（第 12 条）
- 第 5 章 雑則（第 13 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この訓令は、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく安全衛生管理体制の整備について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 淡路広域水道企業団に常時勤務する職員をいう。
- (2) 所属長 事務局長、課長及びセンター長並びにこれらに準ずる者をいう。

（企業長の責務）

**第 3 条** 企業長は、法の定めるところにより、安全衛生管理業務を円滑に推進するよう努めなければならない。

（所属長の責務）

**第 4 条** 所属長は、職員の安全の確保と健康の保持、増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

（職員の責務）

**第 5 条** 職員は、企業長が講ずる安全及び快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めるとともに、自己の健康管理に万全を期さなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生推進者)

**第6条** 次の各号に掲げる事業場ごとに法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を置く。

- (1) 三原浄水場
- (2) 洲本市サービスセンター
- (3) 南あわじ市サービスセンター
- (4) 淡路市サービスセンター

2 安全衛生推進者は、企業長が選任する。

3 安全衛生推進者は、次の各号に掲げる業務を担当する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 業務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、業務災害を防止するために必要な措置に関すること。

## 第3章 安全衛生協議会

(安全衛生協議会)

**第7条** 安全衛生に関する基本的な方針の検討及び統一的な措置を必要とする問題の調整等を図るため、安全衛生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

**第8条** 協議会は、会長及び委員10名をもって組織する。

2 会長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務課長及び工務課長並びに各市センター長 5名
- (2) 安全又は衛生に関し経験を有する職員代表 5名

4 前項第2号の職員代表は、淡路広域水道企業団職員労働組合の推薦する者をもって充てる。

(会長)

**第9条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 10 条** 協議会は、会長が招集する。ただし、会長は、委員 5 名以上から協議会開催の請求があったときは、協議会を開催しなければならない。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

**第 11 条** 協議会の庶務は、総務課において処理する。

#### **第 4 章 健康診断**

(健康診断)

**第 12 条** 職員は、企業長が次に定める健康診断を受けなければならない。ただし、職員がこれに相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長に提出した場合は、この限りでない。

(1) 法に基づく定期健康診断及び特殊業務従事職員健康診断

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき保険者が実施する特定健康診査

#### **第 5 章 雑則**

(その他)

**第 13 条** この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この規程は、公布の日から施行する。